



# お知らせ版

号外

発行/常陸大宮市  
編集/秘書広聴課  
☎0295-52-1111

〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6  
ホームページ <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>  
メールアドレス [hishokou@city.hitachiomiya.lg.jp](mailto:hishokou@city.hitachiomiya.lg.jp)

2019(令和元年)

11/11

この度の令和元年台風19号の被災に際し、心よりお見舞い申し上げます。  
常陸大宮市では今回の台風を受け、災害見舞金や市税の減免など、被災された方への支援情報をまとめた「広報 常陸大宮 台風19号被災者支援情報お知らせ版(号外)」を本紙のとおり作成いたしました。  
皆様の生活のご復興にお役立てください。

## 常陸大宮市の主な支援制度

- P2 ○災害見舞金
- P2 ○被災者生活再建支援制度
- P3 ○被災した住宅の解体・撤去
- P3 ○令和元年台風第19号による被災者への民間賃貸住宅家賃補助
- P3 ○災害援護資金
- P4 ○市税の減免
- P4 ○市税等の徴収猶予
- P4 ○雑損控除
- P5 ○自動車税の減免
- P5 ○保育料・放課後児童クラブ保護者負担金の減免
- P5 ○災害復旧のための保育所(園)等の入所
- P5 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置
- P5 ○母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)
- P6 ○児童扶養手当、特別児童扶養手当の特別措置
- P6 ○介護保険の保険料・窓口負担の減免
- P6 ○国民健康保険の保険税・窓口負担の減免
- P6 ○後期高齢者医療保険の保険料・窓口負担の減免
- P7 ○国民年金保険料の免除
- P7 ○障害福祉サービス、補装具費の減免
- P7 ○上下水道料金の減免

## その他の支援制度

- P8 ○生活福祉資金制度による貸付(福祉費・緊急小口資金)
- P8 ○セーフティネット保証4号
- P8 ○「令和元年台風19号に伴う災害に関する特別相談窓口」の13都県での設置について
- P9 ○災害復旧貸付(中小企業・小規模事業者向け)
- P9 ○国の教育ローン
- P9 ○農林漁業施設資金(災害復旧施設)
- P9 ○農林漁業セーフティネット資金(災害)
- P9 ○令和元年台風19号災害緊急保証制度
- P9 ○台風19号被災者のための無料法律相談
- P10 ○日本司法支援センター(法テラス)
- P10 ○台風15号・19号の災害に伴い雇用調整助成金の特例を実施します

## 市の主な施設

常陸大宮市役所(本庁)	52-1111
山方支所	57-2121
美和支所	58-2111
緒川支所	56-2111
御前山支所	55-2111
総合保健福祉センター(かがやき)	54-7121
子育て世代包括支援センター(ぬくもり)	58-7780
上下水道部総務経営課	52-0427
上下水道部施設管理課	53-7250
水道お客さまセンター	52-0427
教育委員会生涯学習課山方分室	57-2903
教育委員会生涯学習課美和分室	58-2142
教育委員会生涯学習課緒川分室	56-5111
教育委員会生涯学習課御前山分室	55-2116
教育支援センター(あゆみの広場)	54-2026
消防本部・東消防署	54-0119
西消防署	56-2119
大宮公民館	52-0673
山方公民館	57-2903
御前山市民センター	55-2116
文化センター・ロゼホール	53-7200
図書情報館	53-7300
緒川総合センター	56-5111
おおみやコミュニティセンター	53-5885
山方農林漁業高齢者センター	57-3963
美和工芸ふれあいセンター	58-2142
御前山保健福祉センター	55-2111
西部総合公園体育館	52-5223
歴史民俗資料館大宮館	52-1450
歴史民俗資料館山方館	57-2616
文書館	52-0571
おおみや広域聖苑	54-0202

## 常陸大宮市の主な支援制度

制度の名称	<b>災害見舞金</b> <span style="float: right;">【郵送可】</span>							
制度の内容	り災証明書で半壊以上と判定された世帯に対して、申請により災害見舞金を支給します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">全 壊</th> <th style="width: 33%;">大規模半壊・半壊</th> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>100,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> </table>		区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	金 額	100,000 円	50,000 円
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊						
金 額	100,000 円	50,000 円						
必要書類等	預金通帳の写し、常陸大宮市災害見舞金申請書							
問 合 せ 先	本庁 保健福祉部社会福祉課 ☎ 52-1111 内線 134							

制度の名称	<b>被災者生活再建支援制度</b> <span style="float: right;">【郵送可(基礎支援金)】</span>																									
制度の内容	災害で被災し、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給します。 ただし、半壊世帯は基礎支援金のみです。  (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">複数(2人以上)世帯</th> <th style="width: 33%;">単数世帯</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>1,000,000 円</td> <td>750,000 円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>500,000 円</td> <td>375,000 円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>250,000 円</td> <td>187,500 円</td> </tr> </table> <p>◆申請期間：災害があった日から <b>13 か月</b>の間                  ※解体とは、り災証明で半壊又は大規模半壊と判定された住宅で、そのままでは非常に危険などの理由で住宅を解体した場合はいいます。                  ※半壊と判定された世帯で支援金を申請し、その後住宅を解体した場合は解体での支給にはなりませんので、解体予定がある場合はご相談ください。また、長期避難についても、担当課にご相談ください。</p> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">複数(2人以上)世帯</th> <th style="width: 33%;">単数世帯</th> </tr> <tr> <td>建設・購入</td> <td>2,000,000 円</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>1,000,000 円</td> <td>750,000 円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>500,000 円</td> <td>375,000 円</td> </tr> </table> <p>◆申請期間：災害があった日から <b>37 か月</b>の間                  ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円になります。                  被災時に現に居住していた住宅が対象になりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p>		区 分	複数(2人以上)世帯	単数世帯	全壊、解体、長期避難	1,000,000 円	750,000 円	大規模半壊	500,000 円	375,000 円	半壊	250,000 円	187,500 円	区 分	複数(2人以上)世帯	単数世帯	建設・購入	2,000,000 円	1,500,000 円	補修	1,000,000 円	750,000 円	賃借(公営住宅を除く)	500,000 円	375,000 円
区 分	複数(2人以上)世帯	単数世帯																								
全壊、解体、長期避難	1,000,000 円	750,000 円																								
大規模半壊	500,000 円	375,000 円																								
半壊	250,000 円	187,500 円																								
区 分	複数(2人以上)世帯	単数世帯																								
建設・購入	2,000,000 円	1,500,000 円																								
補修	1,000,000 円	750,000 円																								
賃借(公営住宅を除く)	500,000 円	375,000 円																								
必要書類等	(1) 預金通帳の写し、被災者生活再建支援金支給申請書 ※「全壊・解体・長期避難」「大規模半壊」と「半壊」では申請書が異なります。 (半壊又は大規模半壊で解体した場合は、解体証明書又は滅失登記簿謄本) (2) 住宅の再建方法を確認できる契約書等の写し 被災者生活再建支援金支給申請書(基礎支援金申請後でも申請可、市役所受付)																									
問 合 せ 先	本庁 保健福祉部社会福祉課 ☎ 52-1111 内線 134																									

<b>制度の名称</b>	<b>被災した住宅の解体・撤去</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>
<b>制度の内容</b>	<p>り災証明書で「全壊」の判定を受けた住宅の全解体・撤去について、申請により市が所有者に代わって行います。既に全解体・撤去を行っている場合は、生活環境課にお問い合わせください。</p> <p>り災証明書で「大規模半壊」及び「半壊」の判定を受けた住宅を全解体した場合、発生した建築廃材については、申請により市の仮置場に持ち込み、処分することができます。</p>
<b>必要書類等</b>	申請書(市役所にあります) その他必要書類については、生活環境課にお問い合わせください。
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 市民生活部生活環境課 ☎ 52-1111 内線 122</b>

<b>制度の名称</b>	<b>令和元年台風第19号による被災者への民間賃貸住宅家賃補助</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>
<b>制度の内容</b>	<p>令和元年台風19号により、自宅が被災し自宅での生活をする事ができなくなった被災世帯を対象に、応急的な住まい確保のため、新たに住宅を賃借する場合に要する家賃を補助します。</p> <p>対象者 半壊以上の判定を受けた被災世帯 ※その他諸条件がございますのでお問合せください。</p> <p>対象とする住宅 常陸大宮市内の民間賃貸住宅で令和元年10月13日から令和元年11月30日の間に賃貸借契約を締結したもの</p> <p>補助の金額 月額3万円</p> <p>補助の期間 最長6カ月間</p> <p>申請期間 令和元年11月1日から令和2年2月28日</p>
<b>必要書類等</b>	交付申請書(市役所にあります)、賃貸借契約書(写)、り災証明書(写)
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 建設部都市計画課 ☎ 52-1111 内線 254</b>

<b>制度の名称</b>	<b>災害援護資金</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>													
<b>制度の内容</b>	<p>災害により住宅、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 ※所得制限があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">貸付限度額</td> <td style="text-align: center;">ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 住居の半壊</td> <td style="text-align: center;">170万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ 住宅の全体の滅失又は流失</td> <td style="text-align: center;">350万円</td> </tr> </table> <p>貸付利率 無利子(保証人なしの場合は年1.5%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">据置期間</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td style="text-align: center;">10年以内</td> </tr> </table> <p>※申請期限は令和2年1月31日までです。</p>	貸付限度額	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住宅の全体の滅失又は流失	350万円	据置期間	3年以内	償還期間	10年以内
貸付限度額	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円											
	イ 住居の半壊		170万円											
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円											
	エ 住宅の全体の滅失又は流失	350万円												
据置期間	3年以内	償還期間	10年以内											
<b>必要書類等</b>	借入申込書(市役所にあります)、用途計画書													
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 市民生活部安全まちづくり推進課 ☎ 52-1111 内線 112</b>													

制度の名称	市税の減免	【郵送可】																	
制度の内容	災害により被害を受けた場合は、税目ごとに次のとおり減免になる場合があります。 (10月12日以降に納期限が到来する令和元年度分に限ります。)																		
	1 固定資産税に係る減免 ・半壊以上と判定された建物に係る固定資産税																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>		損害の程度	減免割合	全壊	10分の10	大規模半壊	10分の6	半壊	10分の4									
	損害の程度	減免割合																	
	全壊	10分の10																	
	大規模半壊	10分の6																	
	半壊	10分の4																	
	※被災家屋を取り壊した場合は、次年度に課税がされないように、税務徴収課にお知らせください。																		
	・土地及び償却資産に係る固定資産税 災害により土地(陥没など形状に変化が生じた場合等)や、償却資産(全壊した場合等)に被害を受けた方は、税務徴収課にご相談ください。																		
	2 個人市民税 (1)納税義務者(同一生計配偶者又は扶養親族を含む)の所有する住宅に損害を受けた場合、次の割合で減免となります。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">損害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">500万円以下</td> <td>大規模半壊以上</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">500万円超 750万円以下</td> <td>大規模半壊以上</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">750万円超 1,000万円以下</td> <td>大規模半壊以上</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	損害の程度	減免割合	500万円以下	大規模半壊以上	10分の10	半壊	10分の5	500万円超 750万円以下	大規模半壊以上	10分の5	半壊	4分の1	750万円超 1,000万円以下	大規模半壊以上	4分の1	半壊	8分の1
合計所得金額	損害の程度	減免割合																	
500万円以下	大規模半壊以上	10分の10																	
	半壊	10分の5																	
500万円超 750万円以下	大規模半壊以上	10分の5																	
	半壊	4分の1																	
750万円超 1,000万円以下	大規模半壊以上	4分の1																	
	半壊	8分の1																	
(2)災害により以下に該当した場合は、申請により個人市民税が減免されます。 ※り災証明書は必要ありません																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡したとき</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>障害者になったとき</td> <td>10分の9</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	減免の割合	死亡したとき	10分の10	障害者になったとき	10分の9												
区 分	減免の割合																		
死亡したとき	10分の10																		
障害者になったとき	10分の9																		
3 法人市民税 ・法人等が災害により休業することとなった場合には、均等割がその休業期間に応じ、月割りでその2分の1が申請により減免されます。																			
必要書類等	市税等減免申請書等																		
問 合 せ 先	<b>本庁</b> 総務部税務徴収課 ☎ 52-1111 資産税G 内線 234 市民税G 内線 232																		

制度の名称	市税等の徴収猶予	【窓口受付】
制度の内容	災害により市税等を一時に納付をすることができない場合において、納付できない金額を限度として申請により1年以内の期間に限り徴収が猶予されます。	
必要書類等	徴収猶予に係る申請書	
問 合 せ 先	<b>本庁</b> 総務部税務徴収課 ☎ 52-1111 内線 240	

制度の名称	雑損控除
制度の内容	災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、所得税及び個人市県民税について、一定の金額の所得控除を受けることができます。 ※所得税…災害減免法との選択可 ※後日、説明会を開催する予定です。日程等については、決まり次第広報常陸大宮お知らせ版等でお知らせします。
必要書類等	お問い合わせによりご確認ください。
問 合 せ 先	太田税務署 ☎ 0294-72-2171 <b>本庁</b> 総務部税務徴収課 ☎ 52-1111 内線 232

<b>制度の名称</b>	<b>自動車税の減免</b>
<b>制度の内容</b>	<p>(1)自動車税(種別割)の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により損害を受けた自動車を修繕して引き続き使用する場合で、一定額以上の修理費を負担した場合に、申請により自動車税の種別割が減免となります。</li> </ul> <p>(2)自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により滅失又は損壊した自動車(被災自動車)を抹消登録し、被災自動車に代わる自動車(代替自動車)を被災の日から6月以内に取得した場合で、一定の要件を満たす場合には、申請により自動車税・軽自動車税の環境性能割が減免となります。</li> </ul>
<b>必要書類等</b>	お問い合わせによりご確認ください。
<b>問合せ先</b>	<p>(1)自動車税(種別割) 常陸太田県税事務所 ☎ 0294-80-3314</p> <p>(2)自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割) 水戸県税事務所自動車税分室 ☎ 029-247-1297</p>

<b>制度の名称</b>	<b>保育料・放課後児童クラブ保護者負担金の減免</b> <b>【窓口受付】</b>						
<b>制度の内容</b>	<p>入所児童が属する世帯の居住する住宅が被災したときは、申請により減免の対象となります。放課後児童クラブは公立が対象です。</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <p>※入所児童が属する世帯の生計中心者の収入が被災により減少したときも対象になります。 受付窓口 本庁 こども課、または各支所</p>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊					
減免割合	全額	半額					
<b>必要書類等</b>	減免申請書						
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 保健福祉部こども課 ☎ 52-1111 内線 138</b>						

<b>制度の名称</b>	<b>災害復旧のための保育所(園)等の入所</b> <b>【窓口受付】</b>
<b>制度の内容</b>	り災証明で半壊以上と判定された世帯については、災害復旧のため、子どもを一時的に保育所(園)等に入所させることができます。
<b>必要書類等</b>	入所申込書(市役所にあります)
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 保健福祉部こども課 ☎ 52-1111 内線 138</b>

<b>制度の名称</b>	<b>母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置</b> <b>【窓口受付】</b>
<b>制度の内容</b>	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた方で、住宅に被害を受けた方については、支払期日までに償還金を支払うことが困難な場合に、申請により支払い期日を1年以内で猶予します。※県の聞き取りがあります。その際に県が申請書を用意します。
<b>必要書類等</b>	り災証明書、申請書
<b>問合せ先</b>	<p><b>本庁 保健福祉部こども課 ☎ 52-1111 内線 136</b></p> <p><b>茨城県県北県民センター地域福祉室 ☎ 0294-80-3321</b></p>

<b>制度の名称</b>	<b>母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)</b> <b>【窓口受付】</b>						
<b>制度の内容</b>	<p>住宅に被害を受けた方で、母子・父子・寡婦世帯を対象に、住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table> <p>※県の聞き取りがあります。その際に県が申請書を用意します。</p>	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内						
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%						
償還期間	7年						
<b>必要書類等</b>	り災証明書、申請書						
<b>問合せ先</b>	<p><b>本庁 保健福祉部こども課 ☎ 52-1111 内線 136</b></p> <p><b>茨城県県北県民センター地域福祉室 ☎ 0294-80-3321</b></p>						

<b>制度の名称</b>	<b>児童扶養手当、特別児童扶養手当の特別措置</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>
<b>制度の内容</b>	児童扶養手当の受給世帯で、災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上(り災証明書で半壊以上が目安)の損害を受けた場合に、申請により所得による支給制限の適用を除外します。
<b>必要書類等</b>	り災証明書、申請書(市役所にあります)
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 保健福祉部こども課</b> ☎ 52-1111 内線 136

<b>制度の名称</b>	<b>介護保険の保険料・窓口負担の減免</b> <span style="float: right;"><b>【郵送可】</b></span>											
<b>制度の内容</b>	<p>災害により第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方の居住する住宅に著しい損害を受けたことにより、保険料の納付が困難な場合、申請により減免を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <p>※住宅が半壊以上の方は、窓口での申告により、無料で介護サービスが受けられます(窓口負担の減免)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">減免期間</td> <td>保険料</td> <td>令和元年10月分から令和2年3月分まで</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>令和2年1月末まで</td> </tr> </table>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額	減免期間	保険料	令和元年10月分から令和2年3月分まで	窓口負担	令和2年1月末まで
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊										
減免割合	全額	半額										
減免期間	保険料	令和元年10月分から令和2年3月分まで										
	窓口負担	令和2年1月末まで										
<b>必要書類等</b>	市税等減免申請書											
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 保健福祉部長寿福祉課</b> ☎ 52-1111 内線 172・173											

<b>制度の名称</b>	<b>国民健康保険の保険税・窓口負担の減免</b> <span style="float: right;"><b>【郵送可】</b></span>											
<b>制度の内容</b>	<p>居住する住宅が半壊以上の世帯に対し、国民健康保険の保険税について申請により減免を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <p>※住宅が半壊以上の方は、窓口での申告により、無料で診療が受けられます。(窓口負担の減免)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">減免期間</td> <td>保険税</td> <td>令和元年10月分から令和2年3月分まで</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>令和2年1月末まで</td> </tr> </table>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額	減免期間	保険税	令和元年10月分から令和2年3月分まで	窓口負担	令和2年1月末まで
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊										
減免割合	全額	半額										
減免期間	保険税	令和元年10月分から令和2年3月分まで										
	窓口負担	令和2年1月末まで										
<b>必要書類等</b>	市税等減免申請書											
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 保健福祉部医療保険課</b> ☎ 52-1111 内線 164・166											

<b>制度の名称</b>	<b>後期高齢者医療保険の保険料・窓口負担の減免</b> <span style="float: right;"><b>【郵送可】</b></span>											
<b>制度の内容</b>	<p>居住する住宅が半壊以上の被保険者に対し、後期高齢者医療保険の保険料・窓口負担について、申請により減免を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">減免期間</td> <td>保険料</td> <td>令和元年10月から令和2年3月まで</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>令和2年1月末まで</td> </tr> </table> <p>※令和2年度の保険料及び令和2年2月以降の窓口負担についても減免となる場合があります。</p>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額	減免期間	保険料	令和元年10月から令和2年3月まで	窓口負担	令和2年1月末まで
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊										
減免割合	全額	半額										
減免期間	保険料	令和元年10月から令和2年3月まで										
	窓口負担	令和2年1月末まで										
<b>必要書類等</b>	保険料減免申請書、一部負担金減免・徴収猶予申請書、り災証明書のコピー 災害等による居宅又は家財等の財産の被害に関する申立書											
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 保健福祉部医療保険課</b> ☎ 52-1111 内線 164・166											

制度の名称	国民年金保険料の免除 <span style="float: right;">【郵送可】</span>
制度の内容	<p>居住する住宅、家財、その他財産の被害金額がおおむね2分の1以上(り災証明書では、半壊以上が目安、保険金、損害金額等により補充された金額を除く)の国民年金第1号被保険者に対し、申請により保険料を免除します。</p> <p>免除期間は、令和元年9月分から令和3年6月分までですが、今回の申請は令和2年6月分までで、7月分以降については、改めて免除の申請が必要です。</p>
必要書類等	国民年金保険料免除・納付猶予申請書
問合せ先	<b>本庁</b> 保健福祉部医療保険課 ☎ 52-1111 内線 163

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費の減免 <span style="float: right;">【窓口受付】</span>
制度の内容	<p>被災により、下記のいずれかに該当する方等に対し、利用料・給付費において自己負担を減免します。</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる損害を受けた</li> <li>②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った</li> <li>③主たる生計維持者の行方が不明</li> <li>④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した</li> <li>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない</li> </ul>
必要書類等	措置を受けるために必要な書類はありません。申請時に窓口でご相談ください。
問合せ先	<b>本庁</b> 保健福祉部社会福祉課 ☎ 52-1111 内線 133・135

制度の名称	上下水道料金の減免																					
制度の内容	<p><b>【市内全地域対象】</b></p> <p>今回の災害により市内全域にわたり断水・濁り水が発生したため、上下水道料金の12月分の基本料金について減免します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 60%;">地域区分</th> <th style="width: 25%;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道</td> <td>大宮地域 山方地域 御前山地域</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>美和地域 緒川地域</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>大宮地域</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業集落排水</td> <td>大宮地域 山方地域 御前山地域</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>美和地域 緒川地域</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">戸別浄化槽</td> <td>山方地域</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>美和地域 緒川地域</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【り災証明書発行者対象】</b></p> <p>り災証明書の発行を受けた方については、12月分の上下水道料金の全額を減免します。</p> <p><b>【上水道に加入しましょう】</b></p> <p>現在、井戸水等を使用されている方で、まだ水道に加入されていない方は、安心して利用できる水道に加入しましょう。上水道への加入を希望される方は、下記へご相談ください。</p>	施設区分	地域区分	減免の割合	水道	大宮地域 山方地域 御前山地域	3分の1	美和地域 緒川地域	4分の1	公共下水道	大宮地域	3分の1	農業集落排水	大宮地域 山方地域 御前山地域	3分の1	美和地域 緒川地域	4分の1	戸別浄化槽	山方地域	3分の1	美和地域 緒川地域	4分の1
施設区分	地域区分	減免の割合																				
水道	大宮地域 山方地域 御前山地域	3分の1																				
	美和地域 緒川地域	4分の1																				
公共下水道	大宮地域	3分の1																				
農業集落排水	大宮地域 山方地域 御前山地域	3分の1																				
	美和地域 緒川地域	4分の1																				
戸別浄化槽	山方地域	3分の1																				
	美和地域 緒川地域	4分の1																				
必要書類等	-																					
問合せ先	<b>本庁</b> 上下水道部総務経営課 水道お客さまセンター ☎ 52-0427																					

## その他の支援制度

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費・緊急小口資金) <span style="float: right;">【社協受付】</span>																
制度の内容	<p>金融機関等からの借入れが困難な低所得者世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。</p> <p>生活福祉資金には、「災害を受けたことにより臨時に必要な費用(福祉費)」と「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小額の費用(緊急小口資金)」の貸付けがあります。</p> <p>(1)福祉費</p> <p>①災害臨時：災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付け                  ②住宅補修：災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付け</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">貸付限度額</td> <td>① 150万円 ② 250万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> </table> <p>※災害援護資金が優先になります。</p> <p>(2)緊急小口資金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から 2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後 12月以内</td> </tr> </table> <p>※災害時に、特例貸付が実施される場合には、据置期間や償還期間の延長、要件の緩和、必要書類の軽減などがありますので、詳細は市社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>	貸付限度額	① 150万円 ② 250万円	貸付利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%	据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付の日から 2月以内	償還期間	据置期間経過後 12月以内
貸付限度額	① 150万円 ② 250万円																
貸付利率	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%																
据置期間	6か月以内																
償還期間	7年以内																
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付の日から 2月以内																
償還期間	据置期間経過後 12月以内																
必要書類等	<p>(1) 借入申込書、住民票謄本(写)、世帯全員の所得がわかる書類、負債の状況がわかる書類、資金使途の確認できる書類、り災証明書、民生委員調査意見書、貸付送付先口座振込依頼書、印鑑登録証明書                  【連帯保証人】住民票謄本(写)、所得のわかる書類、印鑑登録証明書</p> <p>(2) 借入申込書、世帯の収入状況表、住民票謄本(写)、本人確認書類、世帯全員の所得がわかる書類、貸付送付先口座振込依頼書、緊急小口資金借用書、印鑑登録証明書、生活福祉資金確認事項報告書</p>																
問合せ先	常陸大宮市社会福祉協議会 ☎ 53-1125																

制度の名称	セーフティネット保証 4号
制度の内容	自然災害等の発生に起因して売上高が減少している中小企業者を支援するための保証制度です。
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問合せ先	茨城県信用保証協会 ☎ 029-224-7811

制度の名称	「令和元年台風 19 号に伴う災害に関する特別相談窓口」の13 都県での設置について
制度の内容	中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の皆さまを対象にご融資やご返済に関する特別相談窓口を設置しました。
必要書類等	－
問合せ先	日本政策金融公庫 ☎ 029-221-7137(国民生活事業) ☎ 029-231-4246(中小企業事業) ☎ 029-232-3623(農林水産事業)



制度の名称	<b>災害復旧貸付(中小企業・小規模事業者向け)</b>
制度の内容	令和元年台風第19号による災害により直接の被害を受けた事業者の方、または直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められる方を対象に、被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金、運転資金が受けられる融資制度です。 融資限度額：国民生活事業 3,000万円 中小企業事業 15,000万円 融資期間：10年以内（設備資金の場合、中小企業は15年以内）
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問合せ先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 ☎ 029-221-7137 中小企業事業 ☎ 029-231-4246

制度の名称	<b>国の教育ローン</b>
制度の内容	この災害により住居に被害を受け、市町村等からのり災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の融資期間延長等の特別措置を実施しています。
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問合せ先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 ☎ 029-221-7137

制度の名称	<b>農林漁業施設資金(災害復旧施設)</b>
制度の内容	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金が受けられる融資制度です。 融資限度額：負担額の80%または1施設あたり300万円のいずれか低い金額 融資期間：15年以内
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問合せ先	日本政策金融公庫水戸支店 農林水産事業 ☎ 029-232-3623

制度の名称	<b>農林漁業セーフティネット資金(災害)</b>
制度の内容	災害により被害を受けた、農業経営の再建に必要な資金の融資制度です。 融資限度額：600万円 融資期間：10年以内
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問合せ先	日本政策金融公庫水戸支店 農林水産事業 ☎ 029-232-3623

制度の名称	<b>令和元年台風19号災害緊急保証制度</b>
制度の内容	この災害により被害を受けた中小企業者の事業再建に必要な資金等についての保証制度です。
必要書類等	り災証明書等
問合せ先	茨城県信用保証協会 ☎ 029-224-7826

制度の名称	<b>台風19号被災者のための無料法律相談</b>
制度の内容	被災された方のための緊急の法律相談に対応します。
必要書類等	-
問合せ先	茨城県弁護士会 水戸相談センター ☎ 029-227-1133(面談相談予約)

<b>制度の名称</b>	<b>日本司法支援センター(法テラス)</b>
<b>制度の内容</b>	法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。被災者の方を対象とした無料法律相談も行っています。
<b>必要書類等</b>	－
<b>問合せ先</b>	<b>被災者専用フリーダイヤル ☎ 0120-078309</b>

<b>制度の名称</b>	<b>台風15号・19号の災害に伴い雇用調整助成金の特例を実施します</b>
<b>制度の内容</b>	雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。
<b>必要書類等</b>	－
<b>問合せ先</b>	<b>ハローワーク常陸大宮 ☎ 52-3185</b>

各支援制度には一定の適用基準が設けられており、支援制度が適用とならない場合があります。

実際に制度が活用できるかどうかなど、各制度に関する詳細(申請・り災証明等の添付書類など)については、支援制度ごとに記載している問合せ先にご相談ください。

